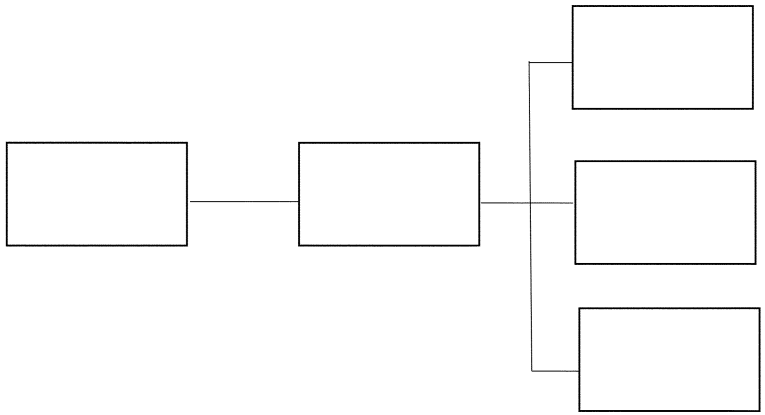
6　取組の実施体制

（実施体制図（記載例））



（実施体制に関する状況）

（取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況）

□供給確保計画の認定の対象とする取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合、速やかに、厚生労働省を通じて内閣官房国家サイバー統括室にサイバーインシデントの報告を行う。

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図などを活用して記載すること。その際、安定供給確保取組方針第３章第５節に関する事項を実施体制に関する状況として記載すること。また、省令※第 10 条の報告を行う体制についても明記すること。なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し、対策を実施するための社内体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

※　厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年厚生労働省令第八号）

7　取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

調達方法／費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	助成金	その他	事業費合計	備考
2023 年度	（額） （金融機関名）	（額） （金融機関名）	（資金内訳）			
2024 年度						
2025 年度						
2026 年度						
2027 年度						
2028 年度						
2029 年度						
2030 年度						
合計額						

（注１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳とともに記載すること。

（注２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名とともに「備考」に記載すること。

（注３）８において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名及び支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

（注４）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

（注５）計画実施期間内の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8　期待する支援措置等

（１）期待する支援措置

支援措置	（希望する場合○）
a.　株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	
b.　中小企業投資育成株式会社法の特例	
c.　中小企業信用保険法の特例	
d.　安定供給確保支援法人による助成	
e.　安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給	

（２）（１）の支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	希望する措置金額と方法	設置場所